

专栏

您知道吗？ 增税日程表

要是你看到一月份的工资单，发现“所得税跟以往不同”的话，那么就说明你是一个十分细心的人。实话告诉你，民主党执政的时候，为筹措促使东日本大地震灾区复兴的预算款，执政党和在野党（注1）共同做出了增加所得税和居民税的决定。而从今年一月开始征收的复兴特别所得税，便是为这一系列措施打头阵。政府在迄今为止所征收的所得税额，对其另征2.1%的税额，并持续征收二十五年。举一个例子，年收入为400万日元、夫妻二人外加一个孩子的家庭，每年需多缴付1600日元的所得税；而若是有两个孩子的话，每年则需多缴900日元（根据政府资料估算）。虽然概括地说是所得税，但由于个人在其工资以外，还会有事业所得（注2）、年金等杂七杂八的所得，以及存款利息及股息等进帐，对其税额征收2.1%的所得税。此外，政府还将从2014年6月起，将居民税一律提升一年1000日元（持续实施十年）。

事实上，有小孩子的家庭已经率先一步开始了真正意义上的增税。那就是所谓的对“幼儿抚养扣除”政策的废除。所得税及居民税是从工资等收入中扣去不征税的部分（扣除）后，剩下的金额按税率来以乘计算。以前制定有幼儿抚养扣除制度，凡是十五岁以下的孩子，其家庭每年都可以按人头享受一定数额的扣除优惠，也就是说，被扣除的那部分金额不在缴

こらむ
コラム

ぞんじ ご存知ですか 増税スケジュール

きゅう よめいさい 1月の 給与明細を見て「所得税がいつも違う」と気づいたあなたは、なかなかのしっかり者ですね。実は、民主党政権下、与野党（注1）が協力して東日本大震災の復興予算を賄うために、所得税や住民税を上げることを決めました。せんじん きことし その先陣を切って今年1月からスタートしたのが、復興特別所得税です。これまで納めていた所得税額に2.1%を上乗せして支払うもので、25年間継続されます。給与所得を例にとると、年収400万円で夫婦と子ども一人の家庭の場合には年間1600円、子ども二人の家庭なら年間900円の増税です（政府資料に基づく試算）。一口に所得税といっても、所得の種類はいろいろで、給与所得以外にも事業所得（注2）、年金などの雑所得、預貯金の利息や株式の配当金など、すべてこれまでの税額に2.1%分が上乗せされます。さらに遅れて2014年6月からは、住民税が一律で年1000円上がりります（10年継続）。じつ 実は、小さい子どものいる家庭では、実質的な増税が一定先に始まっています。それは「年少扶養控除」の廃止という形でやってきました。所得税や住民税は、給与などの収入から、税金の対象にしない分を差し引いて（控除という）、残りの金額に税率を掛けて計算します。以前は年少扶養控除制度があって、15歳以下の子ども一人当たりについて、年間一定額が控除

税范围内。但是，从前年一月开始实施的所得税幼儿抚养扣除（一年38万日元），还有从去年6月开始实施的居民税幼儿抚养扣除（一年33万日元），均被废除了。结果，所得税和居民税都将上涨。以居民税为例做一个笼统的计算，由于税率为10%，因此，有一个孩子的家庭，每年33万日元的10%为3万3千日元；有两个孩子的话，每年就需多缴付6万6千日元的税金。

我们已经通知过大家，消费税将从2014年4月起涨到8%；从2015年10月起涨到10%。并且国民年金和厚生年金等的社会保险费也传来了即将上涨的声音。搜刮民脂民膏，“增税·加担子路线”即将正式铺开！

※注

1) 所谓执政党，是指在民主主义国家内执掌政权，也就是实施政策、具有运营国家统治机构权力的政党；而在野党则是无权运营政权的政党

2) 所谓事业所得，主要是指通过个体经营等事业的总收入，扣去后的所得



されていました。つまり、控除される金額には税金が掛からなかったのです。しかし、一昨年1月から所得税の年少扶養控除（年38万円）、昨年6月からは住民税の年少扶養控除（年33万円）が廃止されました。その結果、所得税も住民税も上がってしまったのです。住民税を例にとると、ざっくりした計算ですが、税率が10%なので、子ども一人の家庭では33万円の10%で年間3万3千円、二人いれば年間6万6千円ほど税金が増えました。

すでにお知らせしたとおり、消費税は2014年4月から8%に、2015年10月から10%にアップされる予定です。国民年金や厚生年金など社会保険料増額の足音も近づいています。庶民から広く厚く吸い上げる「増税・負担増路線」は、いよいよこれからが本番ですぞ！

※注

1) 与党とは、民主主義国家で、政権をなむしゅしゅぎこつかせいけんわち政策を実行し、統治機構を動かす権力を担当している政党、野党とは、政権を担当していない党

2) 事業所得は、主に自営業者などの事業によって生じる所得